

# 日野平山台住宅自治会規約

## 第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この会は日野平山台住宅自治会(以下「自治会」という。)という。

(目 的)

第 2 条 自治会は会員相互の親睦を深め、住みよい環境をつくり、共同利益を維持することを目的とする。

(事 務 所)

第 3 条 自治会の事務所は日野平山台住宅内におく。

(会 員)

第 4 条 自治会は日野平山台住宅に居住するもの全員をもって構成する。

## 第2章 自治会の業務

(自治会の業務)

第 5 条 自治会は第2条に掲げる目的を達成するため、次に掲げる業務を行なうものとする。

- (1) 会員の親睦に関すること。
- (2) 共用施設利用に関すること。
- (3) 前各号のほか、総会において決議された業務に関すること。

(自治会費)

第 6 条 会員は自治会を運営し、維持するために会費として毎月 300 円を自治会に納入する。

2. 会費は入居者数にかかわらず各戸平等に納入するものとする。

3. 会員の資格を失った場合、すでに納入した会費の払戻しは行なわないものとする。

### 第3章 自治会の運営

#### (総会)

第7条 総会は自治会の運営を決定する機関であり、通常総会は毎年1回、臨時総会は必要ある場合に随時招集するものとする。

2. 総会は議決権をもつ会員の $\frac{2}{3}$ 以上の出席をもって成立するものとする。

#### (招集)

第8条 総会の招集は自治会長が行なう。ただし、議決権を有する会員の $\frac{1}{3}$ 以上のものが会議の目的を明らかにし、書面をもって自治会長あてに会議招集を請求した場合には1ヶ月以内に総会を招集しなければならない。

2. 総会を招集するには、少くとも会期5日前に会議の目的たる事項を明らかにし、会員に通知しなければならない。ただし、自治会長が緊急を要すると認めた場合はこの期間を短縮することができる。

#### (総会の議決権)

第9条 会員は住宅1戸につき1票の議決権を有する。

#### (議長)

第10条 総会の議長は総会において選出する。

#### (議決事項)

第11条 次の各号に掲げる事項は、総会の議決を得なければならない。

- (1) 自治会規約の変更または廃止

- (2) 役員を選任または解任
- (3) 自治会費の決定または変更
- (4) 自治会の運営及び業務執行にかかわる基本的な方針の決定または変更
- (5) その他共同利益にかかわる基本的事項

(議決の方法)

第12条 総会の議事は議決権(構成員)の過半数をもって決めるものとする。ただし前条1, 3号については議決権の $\frac{2}{3}$ 以上をもって決めるものとする。

(役員)

第13条 自治会には次の役員をおくものとする。

会 長	1 名
副 会 長	1 名
会 計	1 名
幹 事	若干名
会計監査	2 名

(役員を選出)

第14条 役員は会員の中から総会の議決によって選出する。

(任期)

第15条 役員任期は1ケ年とする。ただし再任は妨げない。

2. 欠員によって補充された役員は前任者の残任期間とする。
3. 役員は任期満了後も後任者の就任するまではその職務を行うものとする。

( 役員 の 職務 )

第 1 6 条 役員は次の職務を行なう。

- (1) 会長は自治会を代表し総会及び幹事会の議決にもとづいて業務を執行総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長の事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は自治会の会計全般を担当する。
- (4) 幹事は会長の命により業務の執行を分掌する。
- (5) 会計監査は会計全般を監査する。

( 幹 事 会 )

第 1 7 条 幹事会は総会の決議及び自治会規約にもとづき自治会の業務執行を協議決定する。

2. 幹事会は必要に応じ会長が招集する。
3. 幹事会の構成は、役員（会計監査を除く）の過半数出席をもって成立としその議事は出席者の過半数によって決める。

第 4 章 会 計

( 経 費 )

第 1 8 条 自治会運営に要する経費は、会費及びその他の収入をもって充当する。

( 会 計 年 度 )

第 1 9 条 自治会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までとする。

( 会 計 報 告 )

第 2 0 条 自治会の収支決算は年度終了後 2 ヶ月以内に会計監査を経て、会員

に報告しなければならない。

2. 会計帳簿は、会員の請求があつたとき、これを閲覧させなければならない。

## 第5章 雑 則

(細則の決定)

第21条 幹事会はこの規約に定めのない事項について総会の議決を経て自治会業務執行に必要な細則を定め、また変更することができる。

(附 則)

第22条 この規約は昭和49年10月12日から適用する。